



国交省、サ高住整備の優遇措置延長を検討 ～医療介護施設併設を新たな要件に～

◆国交省は、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の整備に設けられている所得税、法人税の優遇措置について、優遇の適用要件に介護施設等の併設を追加したうえで、税制優遇の適用期限も2年間延長する方針を明らかにしました。

サ高住はバリアフリー構造を有し安否確認や生活相談サービスを提供する住宅で、高齢者の住まいの確保を目的に創設されました。要介護の高齢者の増加や介護施設の不足を背景に高齢者の住まいの受け皿として整備が進められています。国はこれまで、所得税、法人税、固定資産税などの優遇措置を通してサ高住の整備を後押ししていますが、このうち所得税、法人税については今年度末で期限切れを迎える予定です。このため同省は優遇措置の要件に医療・介護サービスを提供する事業所の併設を盛り込み、2017年度まで優遇措置を延長させたい考えです。

今回の背景にはサ高住において医療・介護サービスの連携を促進させ、要介護の高齢者が安心して暮らせる拠点を増やしていくねらいがあります。今後年末に向けて政府与党内で調整を重ねる予定で、この先さらにサ高住が増えていくのか注目されます。

(参考：国交省HP／CBニュース／官庁通信社)

<サ高住の整備における所得税、法人税の優遇措置>

- ◆H27.3.31までに取得等：5年間 割増償却28%(耐用年数35年以上40%)
- ◆H27.4.1～H28.3.31までに取得等：5年間 割増償却14%(耐用年数35年以上20%)

現行の優遇措置適用要件
床面積：25㎡以上/戸
(専用部分のみ)
戸数：10戸以上 等

国交省の要望

- 適用期限を2017年度まで2年間延長し、5年間割増償却14%(耐用年数35年以上20%)
- 特定の医療・介護施設の併設を要件に追加

「医療、福祉」離職者増加 ～全産業の中で増加幅最大～

◆厚労省は、主要産業における入職、離職などをまとめた「2014年雇用動向調査」の結果を公表しました。これによると、前年と比べ全16産業合計の入職数は増加、離職者数は減少している一方、「医療、福祉」産業で見ると、入職者が減り、離職者が増えていることが明らかになりました。離職者数の増加幅では医療、福祉が全産業で最大となっています。

また2014年度単年度で見た入職者数では「宿泊業、飲食サービス業」(約151万人)が最多、次いで「卸売業、小売業」(約140万人)、「医療、福祉」(約101万人)と、医療、福祉は入職者数が比較的多い産業に入るものの、離職者数でも全産業中3番目に多い状況で人の移動が多いことが伺えます。

介護分野などでは景気回復によって他の産業に雇用が流れる傾向にあるため、福祉産業などの人手不足が今後さらに深刻になることが懸念されます。(参考：厚労省HP／福祉新聞)

入職・離職状況 (単位：(入職、離職者数)万人・(入職、離職率)%)

平成26年				
産業	入職者数	離職者数	入職率	離職率
全産業	798	713	17.3	15.5
医療、福祉	101	97	16.3	15.7
平成25年				
全産業	749	718	16.3	15.6
医療、福祉	105	91	17.5	15.2

小規模保育整備促進へ ～補助拡充に予算要求～

◆待機児童解消に向けて全国で整備が広がっている小規模保育について、厚労省は整備の補助などを通してその取組をさらに広げる方針を示しました。

小規模保育は、今年4月からの子ども・子育て支援新制度の中で新たに補助の対象になった事業で、3歳未満児を対象にした、定員19人以下の施設です。規模が小さいことから、マンションの一室や民家を利用でき、保育所の新設が難しい都市部での活用やきめ細かなサービスを提供できるといった利点があるとされています。

具体的な支援の内容としては、施設整備や改修にかかる費用の補助拡充のほか、ビルなどを賃貸で運営している施設も増えていることから、賃借料の支援も新たに行う方針です。

保育所の整備が進められている一方、入所希望者も増加していることから、昨年4月時点で全国におよそ2万人にのぼる待機児童がおり、保育の受け皿拡充が急がれています。(厚労省HP／朝日新聞／内閣府HP／産経新聞ウェブ)

小規模保育事業の認可件数(上位4県) (今年の4月時点)

埼玉県	231
東京都	219
大阪府	163
神奈川県	143

厚労省保育関係予算の来年度概算要求(抜粋)

- 保育の量拡大を支える保育士確保(約92億円)
- 認可を目指す認可外保育施設への支援(約10億円)
- 保育所等の整備支援(約555億円)
- 小規模保育等改修費支援(約185億円)